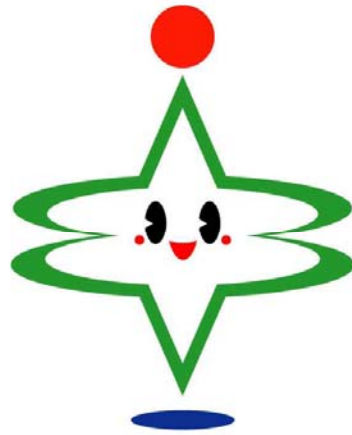


清瀬市保育計画

(平成25年度～平成27年度)



「子どもたちがのびのび育つために」

平成25年3月

清瀬市子ども家庭部子育て支援課

目 次

1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の期間	1
3. 清瀬市の保育の状況	1
4. 児童人口	
(1) 就学前児童人口の推移	2
(2) 要保育児童数と入園児童数の推移	3
・ 要保育児童数の推移	
・ 入園児童数の推移	4
(3) 待機児童数の推移	5
(4) 就学前児童人口の推計	6
(5) 要保育児童数と入園児童数の推計	7
・ 要保育児童数の推計	
・ 入園児童数の推計	8
(6) 待機児童数の推計	8
5. 待機児童解消に向けた取り組みについて	
(1) 認可保育園の受入定員拡充	9
ア 認可保育園の定員数の推計	10
イ 認可保育園の受入定員拡充策実施後の待機児童数の推計	11
(2) 定員の弾力的運用	11
6. その他の保育サービス	
(1) 一時保育	11
(2) 病児・病後児保育	12
(3) 延長保育	12

1. 計画策定の趣旨

清瀬市では、平成24年度に認可保育所の待機児童数が50人を超えたことにより、児童福祉法第56条の8に規定する「保育計画」策定義務化の対象市町村（特定市町村）となりました。

このことにより認可保育所の待機児童を解消し、増加する多様な保育ニーズに対応するため、具体的な保育計画を策定したものであります。

2. 計画の期間

本計画の期間は、「きよせ次世代育成支援行動計画（後期計画）」と整合性を図り、平成25年度から平成27年度までの3年間とします。

3. 清瀬市の保育の状況

現在、清瀬市では、公立保育園7園、公設民営保育園1園、私立認可保育園5園で保育を実施しています。

近年では、平成22年度に私立認可保育園の増築及び保育園分園の開設、また、平成23年度には私立認可保育園の乳児館増設が行われ、受入定員の増加が図られ、待機児童の減少に一定の成果を上げることができました。

認可保育園の定員数の推移

(単位：人)

区分	公立 保育園 (A)	公設民営 保育園 (B)	私立認可保育園				合計 (A+B+C)
			平成21年度 まで	平成22年度 増員数	平成23年度 増員数	計 (C)	
0歳児	24	9	53	3	3	59	92
1歳児	65	10	63	21	8	92	167
2歳児	88	12	76	18	13	107	207
3歳児	120	—	93	6	14	113	233
4歳児	125	—	93	6	14	113	238
5歳児	125	—	96	6	14	116	241
計	547	31	474	60	66	600	1,178

4. 児童人口

(1) 就学前児童人口の推移

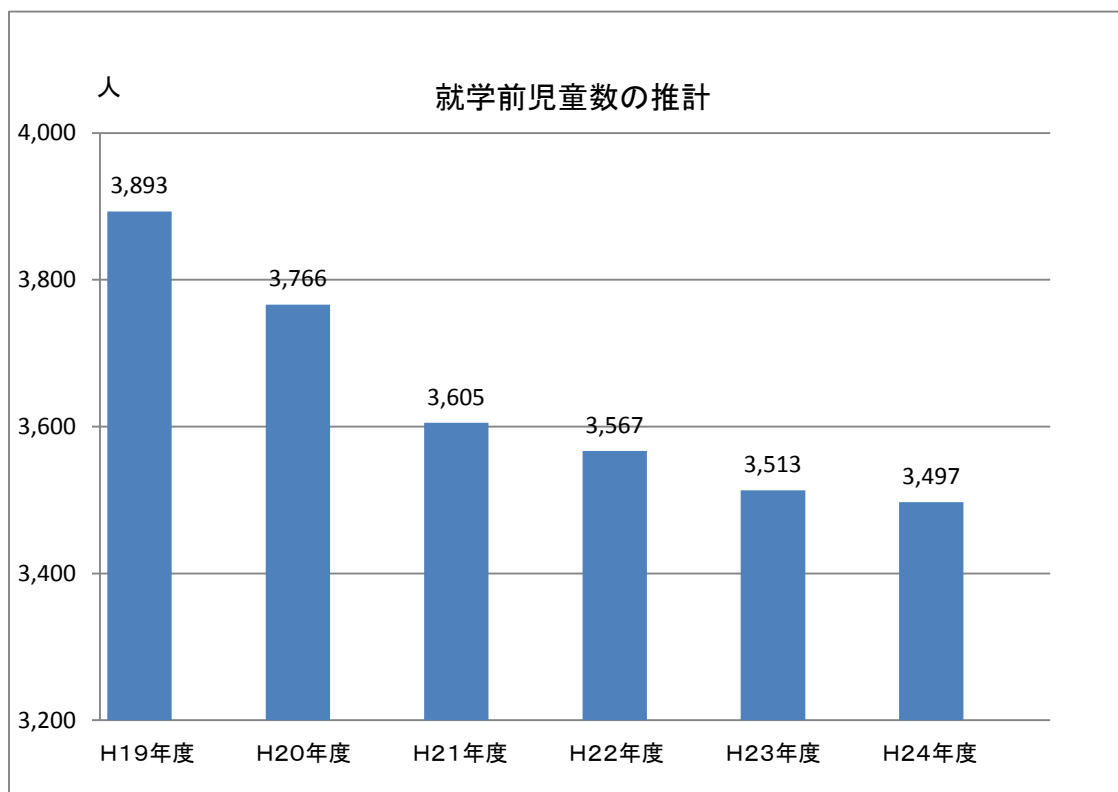
就学前児童人口は、少子化等の影響により、毎年減少いたしまして、対前年度で比較いたしますと、平成20年度は127人の減、平成21年度は161人の減と、大幅に減少いたしました。平成22年度以降は微減に転じ、平成22年度は38人の減、平成23年度は54人の減、平成24年度は16人の減となっています。

就学前児童数の推移（各年度4月1日現在）

（単位：人）

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
0歳	627	543	548	538	537	538
1歳	618	633	545	556	561	572
2歳	639	626	627	562	570	578
3歳	630	637	611	640	572	579
4歳	703	630	638	632	640	586
5歳	676	697	636	639	633	644
計	3,893	3,766	3,605	3,567	3,513	3,497

（住民基本台帳より）



(2) 要保育児童数と入園児童数の推移

就学前児童人口の減少傾向に対し、要保育児童数はほぼ横ばいで推移しているため、要保育児童数割合（保育需要率）は上昇しています。

このことから、保育に対する需要が増加している状況が伺えます。

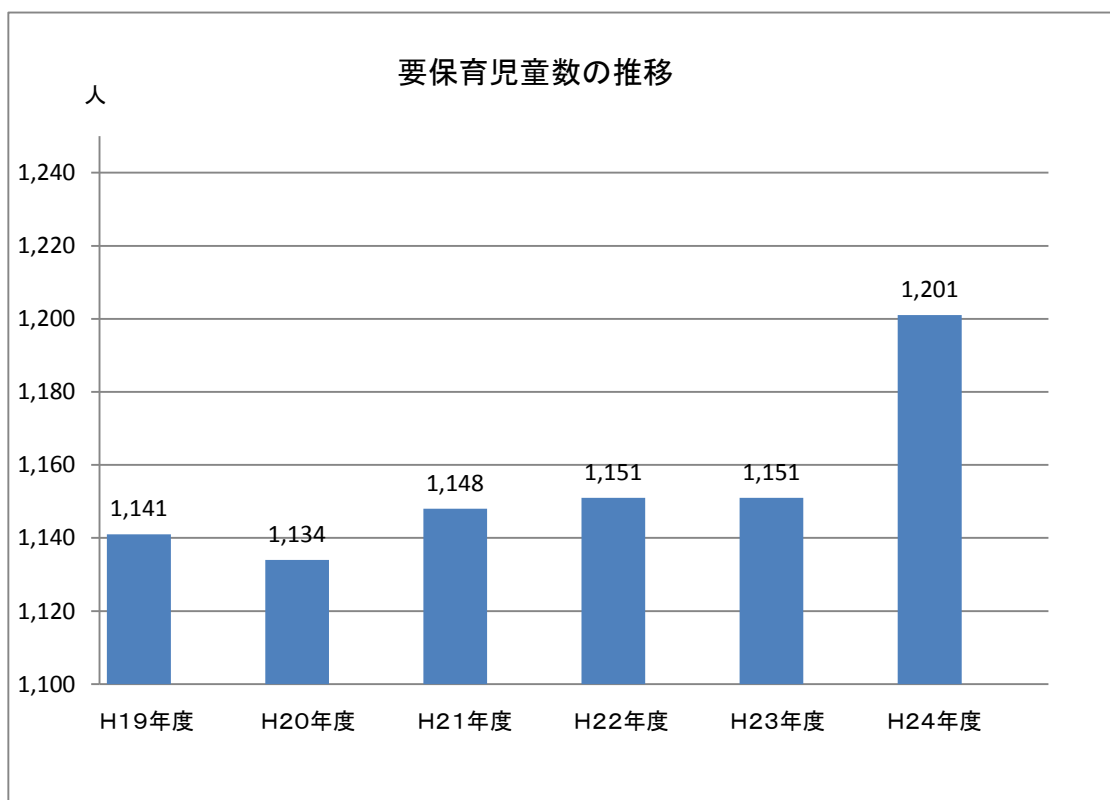
要保育児童数の推移（各年度4月1日現在）

（単位：人）

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
0歳児	79	76	85	87	98	114
1歳児	177	190	186	180	183	219
2歳児	215	213	236	215	206	207
3歳児	208	210	217	226	215	218
4歳児	238	225	214	225	225	222
5歳児	224	220	210	218	224	221
計	1,141	1,134	1,148	1,151	1,151	1,201
要保育児童数割合	29.31%	30.11%	31.84%	32.27%	32.76%	34.34%

注1 要保育児童数は、市外からの受託児童は含まず、市外への委託児童は含みます。

2 要保育児童数割合は、就学前児童数に対する要保育児童数の割合です。

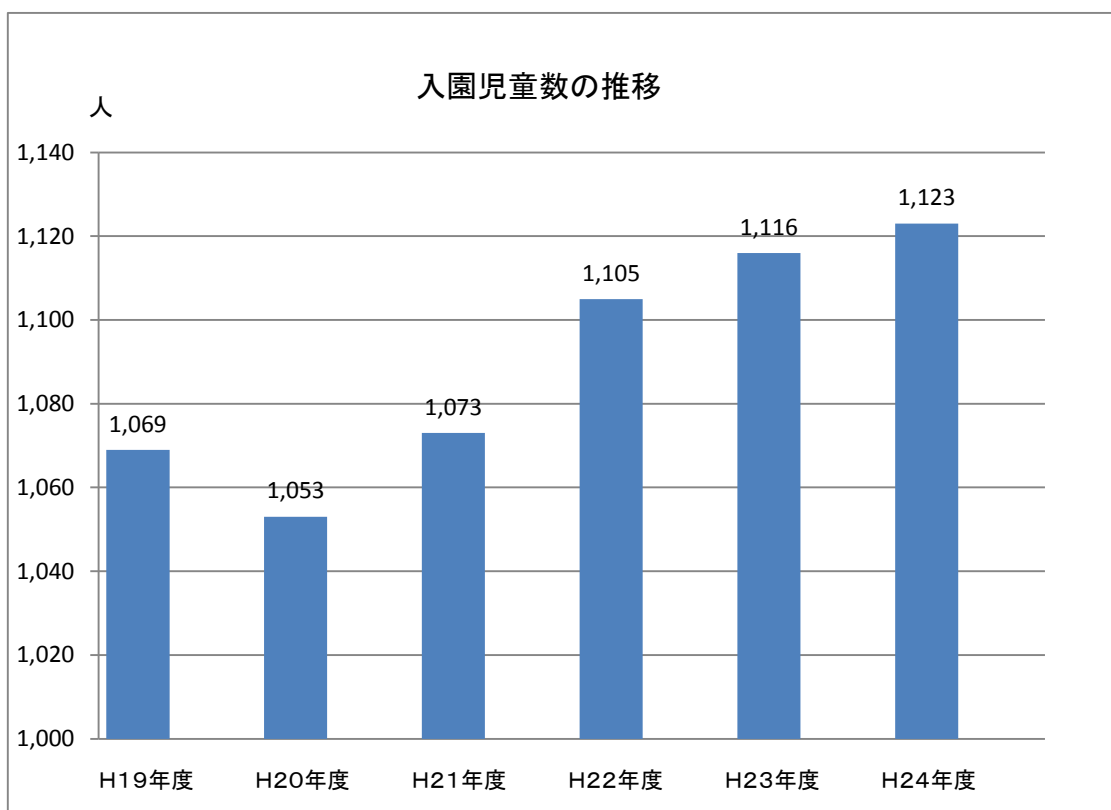


入園児童数の推移（各年度4月1日現在）

（単位：人）

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
0歳児	76	70	83	84	87	91
1歳児	157	160	158	166	169	176
2歳児	191	188	199	201	204	198
3歳児	197	202	210	215	212	215
4歳児	233	200	216	219	219	221
5歳児	215	233	207	220	225	222
計	1,069	1,053	1,073	1,105	1,116	1,123

注1 入園児童数は、市外からの受託児童を含み、市外への委託児童は含みません。



(3) 待機児童数の推移

待機児童数は、平成19年度以降、毎年40人を超える人数で推移してきましたが、平成22年度及び平成23年度の既存の私立認可保育園での定員増等、受入定員の拡充が図られ、実施年度において待機児童数の減少が図られました。

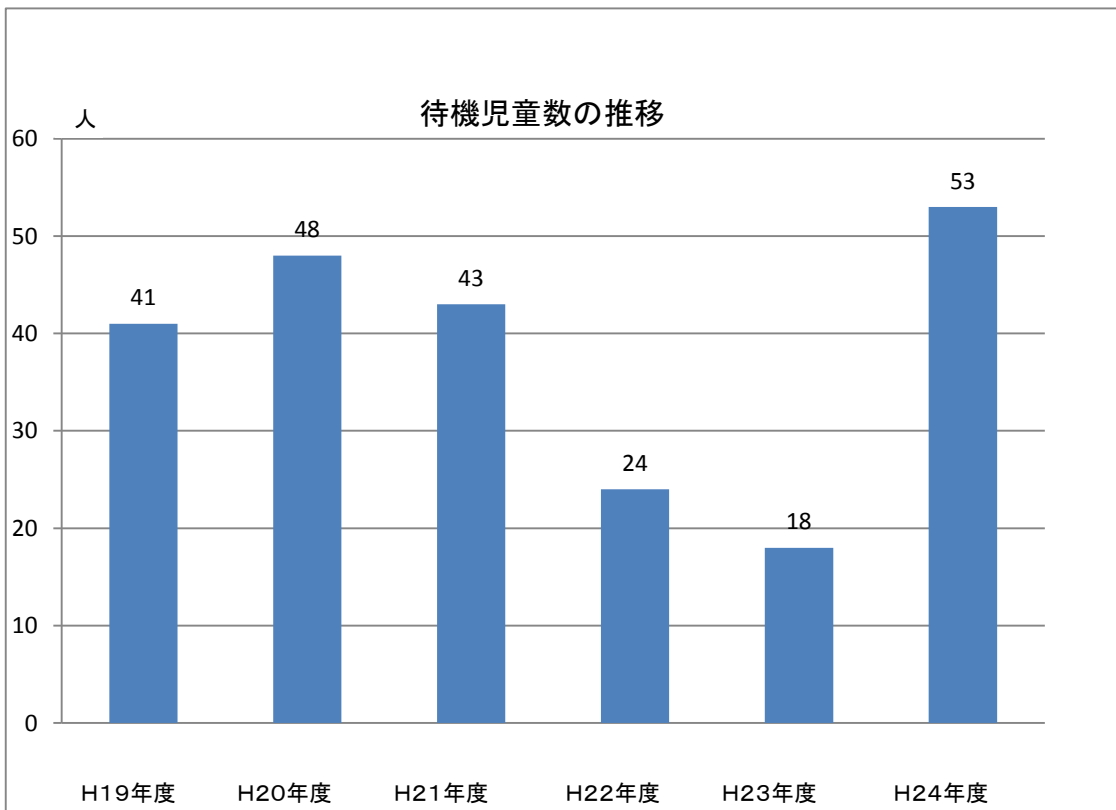
しかし、平成24年度の待機児童数は、それまで最大だった平成20年度の48人を上回る53人となりました。

女性の社会進出や育児休業終了等による職場復帰などにより、平成24年度では定員拡充を上回る入園希望があり、0歳児と1歳児の入園希望者が特に増加し、待機児童が増えたと推測されます。

待機児童数の推移（各年度4月1日現在）

(単位：人)

年 度	平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度	
	新定義	旧定義	新定義	旧定義	新定義	旧定義	新定義	旧定義	新定義	旧定義	新定義	旧定義
0歳	3	3	3	6	2	2	2	3	5	11	18	23
1歳	14	20	22	30	14	28	7	14	6	14	29	43
2歳	14	24	14	25	23	37	8	14	2	2	5	9
3歳	5	11	3	8	3	7	6	11	2	3	1	3
4歳以上	5	14	6	12	1	1	1	4	3	5	0	0
計	41	72	48	81	43	75	24	46	18	35	53	78



(4) 就学前児童人口の推計

清瀬市の総人口は、平成21年度からおよそ1,000人増え、74,000人の後半となると予測されていますが、全体の流れとしては平成26年度が人口増加のピークとなり、平成27年度からは穏やかな減少傾向に移っていくと予測されています。

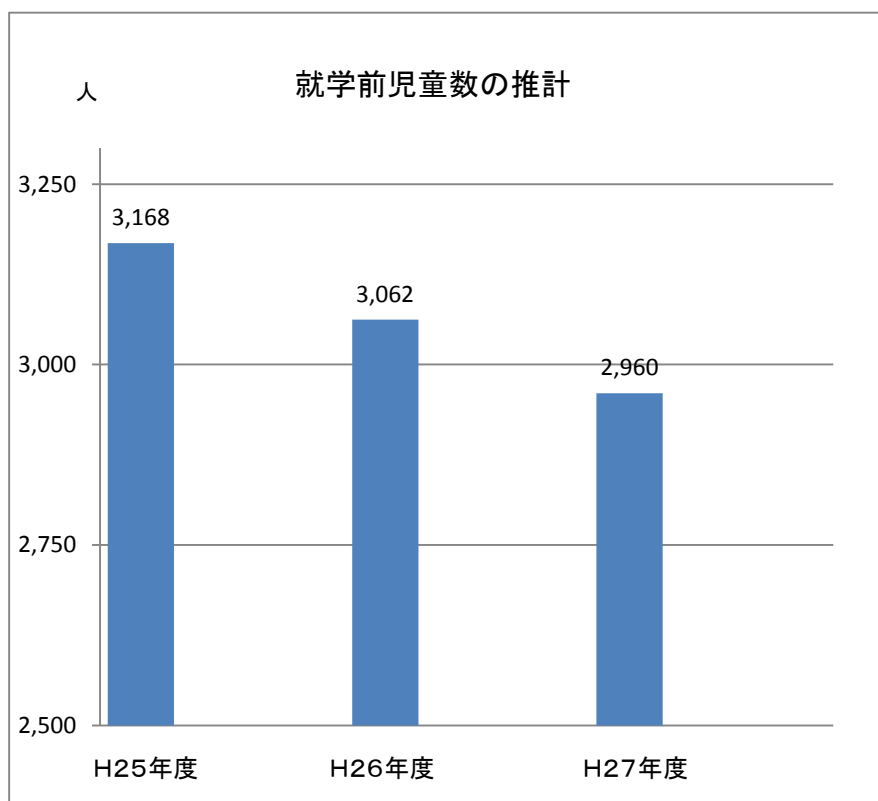
児童人口については、0歳児から5歳児までの就学前の人口は、既に減少期に入っており少子化の影響が生じています。

就学前児童数の推計（各年度4月1日現在）

（単位：人）

区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度
0歳	457	442	426
1歳	493	478	463
2歳	517	502	486
3歳	538	517	502
4歳	569	551	529
5歳	594	572	554
計	3,168	3,062	2,960

注1 きよせ次世代育成支援行動計画（後期計画）より



(5) 要保育児童数と入園児童数の推計

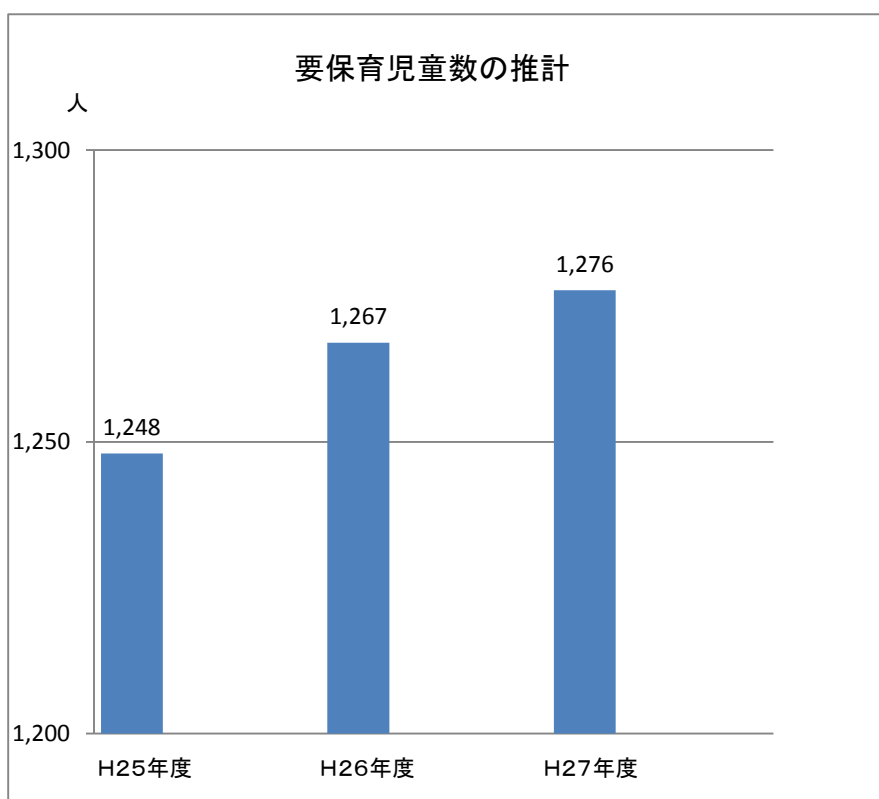
就学前児童数は、今後、減少傾向と予測していますが、反面、要保育児童割合は年々伸びていき、計画最終年度の平成27年度の要保育児童数は1,276人にまで増えるものと見込んでいます。

要保育児童数の推計（各年度4月1日現在）

(単位：人)

区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度
0歳児	94	110	115
1歳児	201	190	192
2歳児	233	229	228
3歳児	239	247	244
4歳児	240	248	249
5歳児	241	243	248
計	1,248	1,267	1,276
要保育児童 数割合	39.39%	41.38%	43.10%

注1 要保育児童数は、過去の平均伸び率等を勘案して算定しています。



入園児童数の推計（各年度4月1日現在）

（単位：人）

区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度
0歳児	92	92	92
1歳児	167	167	167
2歳児	207	207	207
3歳児	233	233	233
4歳児	238	238	238
5歳児	241	241	241
計	1,178	1,178	1,178

注1 入園児童数には弾力的運用による受け入れは考慮せず、認可認可保育園の定員数としています。

（6）待機児童数の推計

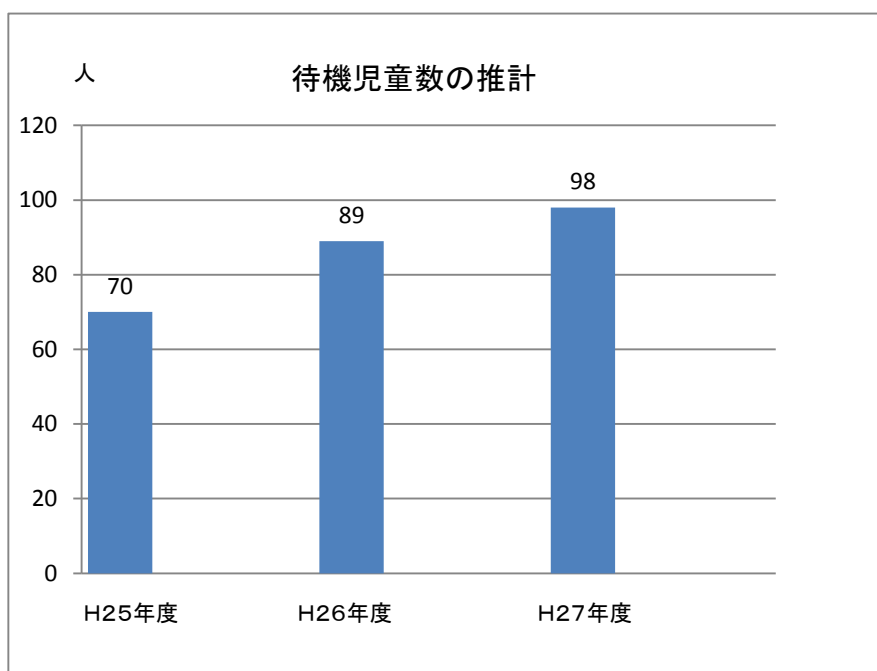
待機児童数は、平成24年度に50人を超える53人の待機児童が生じましたが、平成25年度以降においても要保育児童数が伸びていくと予測されますことから、待機児童数も増えていくものと予測しています。

待機児童数の推計（各年度4月1日現在）

（単位：人）

区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度
0歳児	2	18	23
1歳児	34	23	25
2歳児	26	22	21
3歳児	6	14	11
4歳以上	2	12	18
計	70	89	98

注1 待機児童数は、要保育児童数から入園児童数を除いたものです。



5. 待機児童解消に向けた取り組みについて

清瀬市は、近隣の他自治体と比べて待機児童数は多くはありませんが、今後においても低年齢児を中心に50人を超える待機児童が推測されるため、財政状況が厳しい中におきましても、待機児童の解消に努めることを最重要課題の一つと位置付け、次のような施策に取り組んでまいります。

(1) 認可保育園の受入定員拡充

平成26年度において私立認可保育園の新設及び認可外保育園（院内保育園）の認可保育園への移行、また、平成27年度には既存の私立認可保育園の建替えに伴う定員増により認可保育園の受入定員の拡充を図ります。

公立保育園においては、市立第1保育園の園舎改修により0歳児の受入定員の拡大を図ります。なお、市立第5保育園は、私立認可保育園の新設等に伴い段階的な廃園を計画しています。

目 標 値

現 況 (平成24年度)		目 標 (平成27年度)		定員拡充の内容 (平成25年度～平成27年度)	
市立保育園	7園	市立保育園	6園	私立認可保育園新設	120人
公設民営保育園	1園	公設民営保育園	1園	認可保育園への移行	70人
私立認可保育園	5園	私立認可保育園	7園	私立認可保育園建替え	27人
分園	1園	分園	1園	市立保育園廃園	△67人
				市立保育園改修	△20人
定員	1,178人	定員	1,308人	合 計	130人

ア. 認可保育園の定員数の推計

(平成26年度)

(単位：人)

区分	公立保育園			計 (A)	公設民営 保育園 (B)
	平成25年度 まで	第1保育園 改修	第5保育園 段階的廃園		
0歳児	24	6	—	30	9
1歳児	65	—	△10	55	10
2歳児	88	△6	△12	70	12
3歳児	120	△10	—	110	—
4歳児	125	△5	—	120	—
5歳児	125	△5	—	120	—
計	547	△20	△22	505	31

(単位：人)

区分	私立保育園			計 (C)	合計 (A+B+C)
	平成25年度 まで	認可保育園 新設	認可保育園 への移行		
0歳児	59	15	10	84	123
1歳児	92	18	10	120	185
2歳児	107	20	10	137	219
3歳児	113	22	10	145	255
4歳児	113	22	15	150	270
5歳児	116	23	15	154	274
計	600	120	70	790	1,326

(平成27年度)

(単位：人)

区分	公立保育園			計 (A)	公設民営 保育園 (B)
	平成26年度 まで	第5保育園 段階的廃園			
0歳児	30	—	30	30	9
1歳児	55	—	55	55	10
2歳児	70	—	70	70	12
3歳児	110	△15	95	95	—
4歳児	120	△15	105	105	—
5歳児	120	△15	105	105	—
計	505	△45	460	460	31

(単位：人)

区分	私立保育園			計 (C)	合計 (A+B+C)
	平成26年度 まで	認可保育園 建替え			
0歳児	84	4	88	88	127
1歳児	120	5	125	125	190
2歳児	137	6	143	143	225
3歳児	145	4	149	149	244
4歳児	150	4	154	154	259
5歳児	154	4	158	158	263
計	790	27	817	817	1,308

イ. 認可保育園の受入定員拡充策実施後の待機児童数の推計

平成26年度及び平成27年度において認可保育園の受入定員の拡充を図ることにより、平成26年度以降に待機児童の大幅な削減が推測されます。

待機児童数の推計（各年度4月1日現在）

（単位：人）

区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度
0歳児	2	0	0
1歳児	34	5	2
2歳児	26	10	3
3歳児	6	0	0
4歳以上	2	0	0
計	70	15	5

（2）定員の弾力的運用

認可定員を超えて保育を実施しておりますが、今後におきましても待機児童数の状況に応じた弾力的な運用により待機児童の解消を図ります。

定員の弾力化

（平成10年2月13日付厚生労働省・保育課長通知「雇児保発第0130001号」）

- 1 市町村が定員を超えて保育の実施を行うことのできる児童数等については、以下の通りとする。
 - （1）原則として、市町村において待機児童の状況がある場合に、年度当初において定員を超えて保育の実施を行うことができるものである。ただし、こうした保育の実施を行うことのできる児童数は、概ね認可定員に15%を乗じた数の範囲内とする。
 - （2）年度の途中において定員を超えて保育の実施を行うことのできる児童数は、原則として概ね認可定員に25%を乗じた数の範囲内とする。また、年度後半（10月以降）は、認可定員の25%を乗じた数を超えても差し支えない。

6. その他の保育サービス

（1）一時保育

現在、11ヶ所の保育園で実施している一時保育は、保護者が就労や就学又は通院等の急な事情のときに保育園未入園児を保育園の空き定員の範囲内でお預かりしています。今後も需要が高まっていくと考えられますので、定員の確保や定員増など、事業の充実を検討してまいります。

(2) 病児・病後児保育

病児・病後児保育は、病気等のお子さんを家庭で看護することができないとき、保護者に代わって保育を行う施設として、保護者が就労を継続する上で重要な役割を果たしています。

今後も保護者の利用状況等に応じて、事業の充実を図ってまいります。

※ 病児保育室 1施設、病後児保育施設 1施設で実施

(3) 延長保育

近年、保護者の就労形態が多様化し、長時間の通勤や勤務時間の延長などに対応するため、平成25年度よりすべての認可保育園で1時間から2時間の延長保育を実施してまいります。